

2016年2月2日 全6頁

バーゼル委、シャドーバンキング問題を直視

【BCBS 市中協議文書】「ステップイン・リスク」、連結か資本賦課？

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年12月17日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年3月17日）。
- ステップイン・リスクとは、「金融ストレス時に銀行が、シャドーバンク等の事業体に対して契約上の義務を超えて財政上支援するリスク」をいう。「契約上の義務を超えて」という点で、現行のバーゼル規制上のオフバランスシート・エクスポージャーから区別される。
- ここでいう「シャドーバンク等」は、もっぱら非連結の事業体であり、証券化のための導管体、投資ビークル（SIV）、そしてMMFが代表的な例として挙げられている。ステップイン・リスクが生じるのは、これらの非連結のシャドーバンク等の破綻が銀行にレピュテーション・リスク（風評リスク）をもたらすためである。
- 市中協議文書では、まず、二段階の指標を用いて、潜在的に存在するステップイン・リスクを特定する旨提案している。
- そして、ここで特定したステップイン・リスクをバーゼル規制上どのように評価するかについて、「連結アプローチ」（ステップイン・リスクの対象となるシャドーバンク等を連結するという評価方法）及び「資本賦課アプローチ」（ステップイン・リスクの対象となるシャドーバンク等の総資産に一定の掛目を乗じて、自己資本比率計算の分母に算入するという評価方法）という二つのアプローチを提案している。
- 市中協議文書は、ステップイン・リスクの特定と評価に係る指標やアプローチを示しているにすぎず、これを具体的にどのような形でバーゼル規制の改定に反映させるかまでは提案していない。
- なお、最終規則の公表時期や、その適用時期は未定である。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 市中協議文書公表の背景	2
■ 3. 現行のバーゼル規制におけるステップイン・リスクの取扱い	3
■ 4. ステップイン・リスクの特定	4
■ 5. ステップイン・リスクの評価	5
■ 6. おわりに	6

1. はじめに

2015年12月17日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2016年3月17日）¹。

ステップイン・リスクとは、「金融ストレス時に銀行が、シャドールバンク等の事業体に対して契約上の義務を超えて財政上支援するリスク」²をいう。「契約上の義務を超えて」という点で、現行のバーゼル規制上のオフバランスシート・エクスポージャーから区別される。

ここでいう「シャドールバンク等」は、もっぱら非連結（会計上及び規制上ともに非連結のケースをいう。以下省略）³の事業体であり、証券化のための導管体（Securitisation conduits）、投資ビークル（SIV: Structured Investment Vehicles）、そしてMMF（Money Market Funds）が代表的な例として挙げられている。ステップイン・リスクが生じるのは、これらの非連結のシャドールバンク等の破綻が銀行にレピュテーション・リスク（風評リスク）をもたらすためである。

本稿では、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

2. 市中協議文書公表の背景

市中協議文書公表の背景には、金融安定理事会（FSB）が2011年10月に公表し、同年11月のG20カンヌ・サミットで承認された、“Shadow Banking: Strengthening Oversight and Regulation”という報告書がある⁴。

この報告書の提案には、銀行のシャドールバンク等との相互関連性に係る規制の強化が含まれていた。報告書では、これを実現するためのアプローチの一つとして、BCBSに対し、ステップ

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p151217b.htm>)

² 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20151221-2.html>)

³ 市中協議文書33項・37項参照。なお、会計上の持分法（equity method）の適用は、本稿では「連結」として扱わないものとする。

⁴ FSBによる報告書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「FSBのシャドールバンキング規制強化に関する報告書」（金本悠希）[2011年12月21日]

イン・リスクの取扱いの見直しを要請していた。すなわち、市中協議文書の公表は、この報告書の要望に応えるためのプロセスである。

3. 現行のバーゼル規制におけるステップイン・リスクの取扱い

先の金融危機を受けて、BCBSは、次の3点にて、バーゼル規制におけるステップイン・リスクの取扱いを手当てしている。市中協議文書の提案は、これらを補完するものという位置付けになる。

(1) バーゼル 2.5 による「第二の柱」強化（2009 年）

2009年7月に合意したバーゼル 2.5 では、「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）において、ステップイン・リスク、すなわちレピュテーション・リスクと契約外の支援（implicit support）に係るリスク管理態勢を強化している⁵。

(2) バーゼルⅢによる流動性カバレッジ比率（LCR）の導入（2013 年）

2013年1月に合意した流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）⁶では、「その他の偶発債務」（Other contingent funding obligations）の資金流出率を、各国当局の裁量に委ねている⁷。

「その他の偶発債務」には、契約に基づかないもの、すなわちステップイン・リスクをもたらしものが含まれる。

(3) 証券化商品の資本賦課枠組みの見直し（2014 年）

2014年12月に合意した「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」（2018年1月適用）⁸では、①リスク・アセットの算出対象から除外することが認められる「リスク移転」に、早期償還条項のついたリボルビング・クレジット・ファシリティ（例 クレジットカード債権）の証券化を含めないこと、及び②流動性ファシリティの未使用枠の掛目（CCF: Credit Conversion Factor）

⁵ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p090713.htm>)

⁶ LCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013年3月18日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)
- ◆ 「流動性カバレッジ比率（LCR）の告示」（鈴木利光）[2015年2月18日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150218_009461.html)
- ◆ 「流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件」（鈴木利光）[2015年3月19日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150319_009565.html)

⁷ わが国では、銀行の自主設定としている。

⁸ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p141211.htm>)

を 100%とすること（すなわち、ABCP（Asset-Backed Commercial Paper）への流動性ファシリティの供与に対する優遇的な取扱いを認めないこと）、の 2 点をもって、ステップイン・リスクへの手当てがなされている。

4. ステップイン・リスクの特定

市中協議文書では、まず、二段階の指標を用いて、潜在的に存在するステップイン・リスクを特定する旨提案している。

(1) 一次指標

ステップイン・リスクを特定するための一次指標は、銀行と非連結のシャドールンク等との間に「スポンサーシップ」の関係が認められることである。次の 3 要素のいずれかが存在する場合、一般的にスポンサーシップの関係が認められる⁹。

【一次指標：スポンサーシップ】

- ①. 意思決定（マネージメント、及び/又はアドバイス）
- ②. 運用（証券の発行事務）
- ③. 財政支援（流動性ファシリティ又は信用補完の供与）

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

例えば、銀行が証券化商品の裏付資産の原保有者（オリジネーター）にあたる場合、一般的に、証券化商品の発行体である非連結のシャドールンク等との間にスポンサーシップの関係が認められる¹⁰。

(2) 二次指標

一次指標としてのスポンサーシップの関係が認められる場合、ステップイン・リスクの存在が推定される。

もっとも、銀行としては、仮にスポンサーシップの関係が認められたとしても、ステップイン・リスクは存在しないと主張するケースもあろう。

そこで、市中協議文書は、ステップイン・リスクの削減が認められるか否かを検討するための二次指標を提示している。二次指標としては、次の 13 項目が挙げられている。各々の二次指

⁹ 市中協議文書 3.1.2 (p. 14～16) では、スポンサーシップの関係が認められ得るケースが挙げられている。

¹⁰ 市中協議文書 45 項参照

標の存在が否定される場合、それがステップイン・リスクの削減を認める方向の検討材料となる。結論は、二次指標を総合的に考慮することで求められる。

【二次指標：ステップイン・リスクの削減】

- ①. ブランディング（シャドバンク等に財政支援を行わないことでレピュテーション・リスクを生じさせる何らかの形での提携）
- ②. シャドバンク等の目的やストラクチャーの設計（ストラクチャーが実質的に伝統的な商業銀行業務と同一であり、もっぱら規制裁定やオフバランス化を目的として設置されている）
- ③. 経済的依存（他に財政支援を行う義務を有するステークホルダーがない）
- ④. オリジネーターのインセンティブ（オリジネーターである銀行に裏付資産の買戻し条項がある）
- ⑤. 銀行がシャドバンク等のリスクと利益の大半を負担/享受している
- ⑥. 契約外のリコース（裏付資産の信用状態が悪化した場合、投資家がオリジネーターである銀行に対してリコースをする）
- ⑦. 資金調達を特定の市場に依存している
- ⑧. リターンに対する投資家の期待（投資家が「元本保証」等の不適切な情報提供を受けている）
- ⑨. 投資家基盤の内訳（シャドバンク等及びその金融商品が、銀行と密接な商業的関係を有する特定の顧客のニーズに合わせて組成されている）
- ⑩. 投資家に損失負担の可能性がない
- ⑪. 投資家が金融商品を自由に売却できない
- ⑫. IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」に基づく開示事項（非連結のシャドバンク等への関与の内容及び程度からステップイン・リスクの存在が推定される）
- ⑬. 銀行の再建・処理計画（RRPs: Recovery and Resolution Plans）により、シャドバンク等のクリティカルな機能を有する部門の存続が保証される

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. ステップイン・リスクの評価

市中協議文書は、4. で特定したステップイン・リスクをバーゼル規制上どのように評価するかについて、次の二つのアプローチを提案している¹¹。

¹¹ 市中協議文書 4.2 (p. 22~23)、及び「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『ステップイン・リスク

(1) 連結アプローチ

連結アプローチは、ステップイン・リスクの対象となるシャドーバンク等を連結（会計上及び/又は規制上）するという評価方法である。銀行が将来的にシャドーバンク等を支援し、会計上連結する蓋然性を念頭に、支援の発生前からこれを規制上補足することを企図している。ただし、当該シャドーバンク等がすでに他の銀行の連結対象である場合、バーゼル規制の枠組みでは適切にリスクが捕捉されない場合（非金融事業等）、連結に必要な情報をタイムリーに入手できない場合には、連結アプローチの適用は不相当としている¹²。

ステップイン・リスクの程度や態様に応じて、「全部連結」と「比例連結（部分連結）」に分類することが想定されている。

(2) 資本賦課アプローチ

資本賦課アプローチは、ステップイン・リスクの対象となるシャドーバンク等の総資産（オフバランスシート・エクスポージャーを含む）に一定の掛目（conversion rate）を乗じて、自己資本比率計算の分母に算入するという評価方法である。連結アプローチの適用が不可能な場合の代替手法として想定されている。

市中協議文書では、具体的な掛目には言及していない。もっとも、連結アプローチのうち全部連結の効果との平仄を合わせるべく、掛目の上限は100%である旨を明確にしている。なお、ステップイン・リスクの評価にあたっては、標準的手法のリスク・ウェイトを参照することを想定している。

6. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

市中協議文書は、ステップイン・リスクの特定と評価に係る指標やアプローチを示しているにすぎず、これを具体的にどのような形でバーゼル規制の改定に反映させるかまでは提案していない。

BCBSは、2016年前半に定量的影響度調査（QIS）を実施する予定である。最終規則の公表時期や、その適用時期は未定である。

以上

の特定と評価』の概要」（2016年1月 日本銀行/金融庁）p.9～10では、ステップイン・リスクの指標とアプローチのマッピングが示されている。

¹² 「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『ステップイン・リスクの特定と評価』の概要」（2016年1月 日本銀行/金融庁）p.8参照